

# 鎌倉日和

vol.51

新春の候、皆様ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、ありがとうございます。

本年も「頼れる身近な専門家」として、皆様のご期待に添うべく誠心誠意業務に取り組んでまいります。

さて、本年の干支は辰ですが、巨大な力を持つ霊獣「龍」にちなみ、辰年には時代が大きく動き、隆盛すると言われています。停滞していたものが動き出し、昇る龍のように勢いのある一年になることを願い、私自身も決意を新たに精進してまいります。



## 鎌倉ブランドのお客様

### ヨリドコロ®様

#### ● 素晴らしい立地と紡いでいく歴史 ●

江ノ電稲村ヶ崎駅からほど近く、目の前を江ノ電が走る古民家カフェのヨリドコロ様。自分でメレンゲを作るふわふわ卵かけご飯と絶品の干物定食は、ご存じの方も多いのではないでしょうか。踏切の音と海風を感じながらいただく日本のごはんに、懐かしいあたたかさがこみ上げます。



「とても素敵な場所ですね」というこちらからの言葉に、優しい笑顔でこたえるのは、ヨリドコロを運営する、あたたかい株式会社代表取締役の恵武志さんです。「グローバルとローカルを繋ぐ架け橋になりたい」という思いで、国内外から人が集まり日本らしさがある鎌倉で開店を決めました。しかし、稲村ヶ崎本店として選んだ場所は、ここでの商売は難しいと言われた立地であり、60年の仕立屋さんの役目を終えたぼろぼろの建物でした。でも恵さんの目にはとても魅力的に映り、江ノ電の踏切と共に、町のシンボルになるという未来がはつきりと思い描けたと言います。



資金的な余裕もなく、専門家のアドバイスを受けながら自分たちで改装するなかで、仕立屋さん時代のアイロンを店内に飾るなど、今までの歴史を紡いでいくことにこだわりました。みんなの心の「拠りどころ」になりたいという想い、そしてここから始まる「拠点」としての「ヨリドコロ」の歴史の始まりです。

現在稲村ヶ崎駅では、ヨリドコロを目指すお客様が続々と降車します。また、印象的なのは地元の小学生が我が家のように出入りしてスタッフと笑いあっている光景です。恵さんが思い描いた「町のシンボル」そのものではないでしょうか。

#### ● ブランディングと商標登録 ●

恵さんは、創業前からブランディングを強く意識していました。「ブランドが強固であればあるほど、未永くお客様に愛されるから」とまっすぐ語ります。ブランディングとは、他では替えのきかない独自の価値を人の心に確立すること。店舗や商品などハード面のみならず、信頼や共感、イメージといったソフト面も重要です。恵さんも、つくり上げたいブランドを意識しながら、メディアへ発信しました。しかし同時

に、レシピなどの権利取得は難しく、飲食店はとても真似されやすいことにも気付いていました。そこで、ブランドを育てていくために商標登録があると知り、まず飲食物の提供を保護範囲とした「ヨリドコロ」(第 6188462 号)を取得。そしてお土産販売などの事業拡大に伴い、小売りの区分でも商標登録(第 6755864 号)を取得して権利を強固なものにしました。こうして法的な権利を獲得した「ヨリドコロ」という名称に、あたたかいイメージや誠実さをのせ、一緒に守ることができています。商標登録で下支えができていることは、今後の事業展開においてとても心強いと語ります。

#### ● 戦略的なグローバルとローカル ●

現在、稲村ヶ崎本店の約5割が外国のお客様ですが、ただ受け身でいて自然にそうなっているわけではありません。実は、主要国でプレスリリースを配信したり、観光客やインフルエンサーなどと SNS を通じて交流したりと、試行錯誤しながら取り組んでいる結果なのです。また、接客時にスタッフがお客様の母国語で簡単な会話をすることで、喜んでいただくと同時に、来店客の属性や嗜好などの情報を収集蓄積し運営に生かすというサイクルができています。一見素朴な「日本のローカルな定食屋さん」が、確固たる意思とグローバルな戦略があってこそできていることに驚きました。



「グローバルな空間を日本に作り、日本のローカルな魅力を海外に持って帰ってもらうことができるようになってきた」と嬉しそうに語る恵さんは、次の目標として、「海外に日本のローカルを持ち出したい」と海外出店を目指しています。日本よりも模倣がまかり通りがちな海外では、適切な商標登録で保護を図る必要があります。「引き続き相談させてください！」と夢を持った少年のような笑顔と戦略的な経営者としての真剣な顔、その両面を見せながら、恵さんは着々と準備を進めています。当事務所では、海外での展開を視野に入れ挑戦する事業者の皆さまを引き続きサポートしていきたいと考えています。

ヨリドコロ稲村ヶ崎本店  
神奈川県鎌倉市稲村ヶ崎 1-12-16  
TEL: 0467-40-5737

ヨリドコロ由比ガ浜大通り店  
神奈川県鎌倉市由比ガ浜 1-10-7  
TEL: 0467-37-8841  
URL: <https://yoridocoro.com/>



## ブランド の タネ

### ● 商標の国際的保護 ●

ヨリドコロを運営するあったかい株式会社様は、鎌倉の稲村ヶ崎というローカルに立脚し、グローバルな事業展開を想定されています。今後、海外においても商標登録を検討されているとのこと。



ところで、商標がどのように国際的に保護されるのか、というのは少タイムージしにくいところがあるかと思えます。

商標は商標権により保護されますが、これは我が国日本の商標法に基づいて発生しています。日本の商標権ですので、効果があるのも当然に国内だけです。

しかし、「TOYOTA」や「Nintendo」などをイメージすると、日本だけで商標が保護されていても意味無いですね。外国においても商標の保護を受けたい場合は、その国で商標登録出願を行い、登録を受ける必要があります。

米国で商標登録を受ければ米国だけ、中国で登録を受ければ中国だけで商標権が発生するというのが国際間における商標の保護の基本です。100か国で商標の保護を受けようと思ったら、100か国で出願しなければならないという、プリミティブとかオールドファッションとか、とにかく大変なものです。

このように各国ごとに出願して、個別に国ごとの商標権を取っていく基本的な国際保護の方法を「パリルート」と言います。パリ条約という国際条約に基づいたルート、という意味です。

これに対して、「マドプロルート」と言われる権利取得の方法があります。マドリッドプロトコル(マドリッド協定議定書)という条約に基づいたルートという意味です。

スイスのジュネーブにある国際事務局で「国際登録」を受ければ、選択した国に権利を及ぼすことができます。商標権の更新も一括で行えるため、各国ごとに権利を管理しなければならない「パリルート」に比べ実にスマート。



パリ条約が1883年に作成された条約であるのに対し、マドリッドプロトコルは1996年に発効されており、ルールが洗練されているのですね。

じゃあ、全部「マドプロルート」で良いんじゃないの?と言いたいところですが、「マドプロルート」は、マドリッド協定議定書という条約を結んだ国の間でしか使えず、また、最初のお支払いが少々お高いというデメリットがあります。

米国だけ取得したい、中国だけ取得したい、といった場合は、個別に「パリルート」で出願した方が費用は抑えられ、かつスムーズです。三か国くらい一度に出願する場合には、マドプロルートの方がお得感ができます。

商標法の制度は各国ごとに異なり、必要な手続きも異なります。海外での商標権取得を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。都道府県等が用意している外国出願向けの助成金なども含めサポートさせていただきます。



弁理士 芦田 圭司

## 新年明けましておめでとうございます

新年おめでとうございます。

2023年は、技術革新が目覚ましい進展を遂げた年でした。特に、生成AIの技術は、画像や動画の生成、翻訳、創作物の執筆など、多岐にわたる分野で活用されるようになりました。生成AIは、従来のAI技術とは一線を画し、人間の創造性を模倣する能力を有しています。その結果、従来は人間の専門性が必要だった分野でも、生成AIによる自動化や効率化が進展する可能性があります。私たちの仕事でも、生成AIが生成したものに対してどのように特許を認めるかという議論があります。

発明は「人」が創作したものであるため、純粋に「生成AI」が生成したものには特許が認められません。しかし、人の創作の補助として生成AIを用いた場合はどうでしょうか。昨年11月、政府は、そのような創作物に対して他の技術と同様に特許を認めようという見解を示しました。

一方、企業においては、事業の課題を明確にすることは可能ですが、それを技術的にどのように解決すべきかは分からないことが多いです。

このような場合、生成AIに課題を与え、解決策を提案してもらう。もしそれが世の中に存在しない新しい解決策であった場合、事業への活用と同時に特許で保護を行い、自社のオリジナル技術をPRすることが可能になります。

私たちも業務で生成AIを活用しています。日常的に少しずつ使っていると、予想外の発見があるなど、生成AIの活用の可能性を実感しています。

新しい技術は事業にとって価値がありますが、一方で、その活用方法が分かりにくいこともあります。本年、私たちは、生成AIを代表とする新しい技術について活用方法や事例をキャッチアップし、お客様の事業にとって効果的な提案を積極的にしていきます。

将星国際特許事務所  
所長弁理士 渡部 仁



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL: 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX: 0467-73-8541

Email: info@shousei.jp

URL: https://shousei.jp/

